

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
1	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P140 4.(1)⑧同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	同一世帯に夫婦(親子)いる場合二人とも所定単位数の95パーセントとなるということでしょうか また 集合住宅で同一建物に住んでいる方は二人とも所定単位数の95パーセントとなるということでしょうか その場合同じ日に訪問しない場合でも所定単位数の95パーセントとなるということでしょうか。	指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者が、同一世帯に複数名いる場合には、どちらの方も所定単位数の95%を算定することになります。訪問日を2回に分けた場合でも変更はありません。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P140	2024/4/15
2	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P4 1.(1)①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し②	(12)他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施する際、(8)家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関することをテーマとすることで、(12)(8)とも要件を満たすこととなりますでしょうか。	ご認識のとおりです。 他の法人との「共同」で(8)のテーマを取り上げることで(8)と(12)とも満たします。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P4	2024/4/15
3	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P4 1.(1)①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し②	算定要件(9)において、「運営基準減算の適用を受けていないこと」が削除されましたが、万一運営基準減算となった場合も、特定事業所加算は算定できるということでお間違いはないでしょうか。	ご認識のとおりです。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P3~4	2024/4/15
4	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P5 1.(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①	指定を受けた場合、予防給付と総合事業における給付管理、請求の違いがありましたら、概要をうかがいたいです。	予防給付及び予防給付を含む総合事業の給付は介護給付と同様に指定を受けた事業所が国保連合会へ請求を行います。総合事業のみの利用(介護予防ケアマネジメント)の給付は、これまでと同様に高齢者支援センターが介護予防ケアマネジメントとして給付管理や請求を行います。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P5	2024/4/15

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
5	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P5 1.(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①	指定を受けた場合に、既に支援センターから委託を受けている利用者との委託関係が終了となる時期(居宅介護支援事業所の契約開始日)はいつになりますでしょうか。また、指定を受けた後も委託を選択することはできますでしょうか。	委託関係が終了となる日付については特段の指定はございません。介護予防支援の指定を受けた場合であっても、総合事業のみの利用(介護予防ケアマネジメント)の給付管理については、これまで通り高齢者支援センターから委託を受ける必要があります。なお、介護予防支援の利用者に関しても、これまで通り指定を受けた後も支援センターからの委託の形を選択することが可能です。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P5	2024/4/15
6	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P7 1.(1)③ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング	「テレビ電話装置その他の情報通信機器」は、具体的にどのような機器が該当しますでしょうか。	映像と音声と同時に送受信できるスマートフォンやタブレット端末、パソコン等を想定しています。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P7	2024/4/15
7	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P5 1.(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①	居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになること、に係る老発0125第1号の第2会背症例の内容(1)イ「指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所の指定を受けようとする際にすでに当該指定の申請に係る事業所の所在地の市町村に提出している事項に変更がない場合は、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」となっていることから、現在居宅介護支援の事業者は、介護予防支援事業所として特段の指定申請を省略できるか。	介護予防支援に係る指定申請は必要で、全ての申請書類の提出を省略できるものではありません。	町田市ホームページ https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/kaigo/business/kyotakukaigosen/kaigo-yoboukyotaku-yousiki.html	2024/4/15

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
8	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和7年度介護報酬改定における改定事項について	P5 1.(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①	居宅介護予防支援事業所が介護予防支援を提供している場合に、総合事業サービスのみの利用(介護予防ケアマネジメント)に移行した場合は、居宅介護予防支援事業所での対応は継続できるか	介護予防支援の指定を受けた場合でも、総合事業のみの利用(介護予防ケアマネジメント)の給付管理はできないため、これまで通り高齢者支援センターから委託を受ける必要があります。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P5	2024/4/15
9	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P8 1.(1)③ほかのサービス事業所との連携によるモニタリング	テレビ会議等でのモニタリングが可能となった場合、次月の利用票の同意についてはどのように取り扱えばよいのでしょうか(現行ではサインもしくは押印をいただいています)。	訪問によるモニタリングを行う月において、直後のテレビ電話装置等を利用してモニタリングを行う月の分もサービス利用票(控)を持参し確認を受ける方法や、電子メール等により確認を受ける方法等が考えられます。	「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和6年3月29日)」問5	2024/4/15
10	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P8 1.(3)⑩入院時情報連携加算の見直し	入院時情報連携加算について、記録内容については現行の加算と同様の取り扱いとしてよいでしょうか。	ご認識のとおりです。		2024/4/15
11	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P5 1.(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①	介護予防支援費(Ⅰ)(Ⅱ)について地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託は(Ⅰ)の90%でよいか。	ご認識のとおりです。 介護予防支援費については町田市ホームページをご参照ください。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P5 町田市ホームページ https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/old/jigyosyanokatae/sogojigyo/kaigoyobou/hiyou_cord.html	2024/4/15

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
12	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P6 1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②	指定居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を提供していた利用者について、要介護認定を受け、引き続き当該事業所が居宅介護支援を提供する場合において、初回加算の算定は可能か。	指定介護予防支援事業所の利用実績は問わないため、算定できます。	「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和6年3月29日)」問6	2024/4/15
13	居宅介護支援・介護予防支援	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P6 1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②	居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防サービス計画を作成していた利用者について、当該居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受け、当該利用者に対し直接介護予防支援を提供する場合、初回加算を算定できるのか。	算定可能です。なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、お尋ねの事例においては、原則として改めてアセスメント等を行った上で介護予防サービス計画を作成する必要があります。	「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和6年3月29日)」問7	2024/4/15
14	訪問看護	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P122 3.(3)④ 訪問看護における24時間対応のニーズに対応する即応体制加算	看護師等以外の職員でも差し支えないとありますが、連絡相談担当者を都道府県に届け出れば ①併設の事業所職員 ②事業所事務員 ③警備員でも良いのでしょうか	ご認識のとおりです。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P122	2024/4/15
15	訪問看護	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P137 4.(1)②理学療法士等による訪問看護の評価見直し	算定要件として イは訪問看護の回数が療法士の回数より多い場合として ロ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも加算していないこととあるこの中のうち一つでも算定をしていれば減算には該当しないということでしょうか。	ご認識のとおりです。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P137	2024/4/15

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
16	訪問看護	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P15 1(3)①専門の高い看護師による訪問看護の評価	専門管理加算250単位について 以前から特別管理加算Ⅱがありますが一緒に算定しても良いのでしょうか また専門の研修とは何か決まったものがありますか。	<p>加算については現在照会中です。</p> <p>専門の研修については、以下の通りです。</p> <p>(1) 専門管理加算イの場合 現時点では以下の研修が該当します。 ① 褥瘡ケアについては、日本看護協会の認定看護師教育課程「皮膚・排泄ケア」 ② 緩和ケアについては、 ・日本看護協会の認定看護師教育課程「緩和ケア※」、「乳がん看護」、「がん放射線療法看護」及び「がん薬物療法看護※」 ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「がん看護」の専門看護師教育課程 ③ 人工肛門及び人工膀胱ケアについては、日本看護協会の認定看護師教育課程「皮膚・排泄ケア」 ※ 平成 30 年度の認定看護師制度改正前の教育内容による研修を含む。 例えば「緩和ケア」は、従前の「緩和ケア」「がん性疼痛看護」も該当し、「がん薬物療法看護」は従前の「がん化学療法看護」も当該研修に該当する。</p> <p>(2) 専門管理加算ロの場合 現時点では、特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる以下の研修が該当します。 ① 「呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連」、「ろう孔管理関連」、「創傷管理関連」及び「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」のいずれかの区分の研修 ② 「在宅・慢性期領域パッケージ研修」</p>	・「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」問38, 39	2024/4/15
17	看護小規模多機能型居宅介護	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P20 1(3)⑥ 看護小規模多機能型居宅介護における柔軟なサービス利用の促進	緊急時対応加算が算定できるようになりましたが訪問看護事業所を利用している場合 緊急時加算を訪問看護事業所で算定している場合は訪問看護事業所が対応するので算定はできないという認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。	・介護報酬の解釈 単位数表編(令和3年度版)P829 「緊急時訪問看護加算について」	2024/4/15

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
18	通所リハビリテーション	【参考資料3】令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要	P.5 その他	他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。について、異なる事業所での利用時間・算定方法をどのように区別して行っていくことが最適であるのか教えていただきたい。	送迎範囲は利用者の利便性を損なうことのない範囲並びに各事業所の通常の事業実施地域範囲内としてください。 同乗に係る要件(費用や責任の所在など)は事業所間で合議のうえ決定することとなります。	「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」問66	2024/4/15
19	通所リハビリテーション	【参考資料3】令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要	P.3 自立支援・重度化防止に向けた対応	LIFEの入力項目の定義の明確化や入力負担の軽減等を行う。について、業務効率があまりにも悪く、利用者様への評価や介入時間を割いて入力している現状であるため、どの事業所もLIFEデータからリハ計画書を出しその出力データに確認サインをいただけるようなシステム作りを望む。	ご意見として承ります。		2024/4/15
20	通所リハビリテーション	【参考資料3】令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要	P.2 地域包括ケアシステムの深化・推進	退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、退院後のリハビリテーションを提供する際に、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、内容を把握することを義務付ける。について、加算の要件にどの時点で算定となるのか明記されていない。一回の点数が高く、対象者にどのような説明を行うべきか知りたい。	退院時共同指導加算は退院時共同指導を行い、初回の通所リハを行った際に算定することができます。対象者に説明を行う項目の指定はありませんが、加算の一部を自己負担額として利用者が支払うため、加算内容の説明や料金の説明を行うことが望ましいと考えます。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) (29) 退院時共同指導加算について ① 通所リハビリテーションにおける退院時共同指導とは	2024/4/15

No	サービス種別	報酬改定資料名	報酬改定資料ページ・項目	問合せ内容	回答	備考(根拠、留意点など)	ホームページ公開日
21	福祉用具貸与	【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について	P59 1.(8)①一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入	一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入は、要支援利用者も対象か。	要支援の利用者も対象です。	令和6年度介護報酬改定における改定事項について P59	2024/4/15